

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

布勢総合運動公園陸上競技大会運営システム用機器 一式

(2) 借入物品の仕様

別添「布勢総合運動公園陸上競技大会運営システム用機器賃貸借仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 借入期間

令和6年5月24日から令和11年3月31日まで

(4) 納入期限

令和6年5月24日

(5) 納入場所

仕様書のとおり

(6) 賃貸借料の支払

当該年度分の賃貸借料を翌年度に支払うこととし、借入期間に1年未満の端数を生じた場合は、日割計算により算出した額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下、「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

(3) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

(1) 契約をする者

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

鳥取県

鳥取県知事

(2) 契約担当部局

鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課

4 配付資料

(1) 仕様書

(2) 質問書

（様式第1号）

- | | |
|------------------------|---------|
| (3) 入札参加資格確認書 | (様式第2号) |
| (4) 入札書 | (様式第3号) |
| (5) 委任状 | (様式第4号) |
| (6) 契約保証金免除申請書 | (様式第5号) |
| (7) 電子契約同意書兼メールアドレス確認書 | (様式第6号) |
| (8) 同等品承認申請書 | (様式第7号) |

5 入札手続等

- (1) 入札の手続き及び調達の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課
電話 0857-26-7981
電子メール machizukuri@pref.tottori.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

令和6年3月12日（火）から同月22日（金）までの間にインターネットの鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課ホームページ
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/machizukuri/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年3月12日（火）から同月22日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）同じ

- (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、封筒の表に調達案件の名称、回数及び業者名を記載の上、（1）の場所に送付すること。

- (4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年3月29日（金）午前11時 即時開札（ただし、郵便等による入札書の受領期限は同月28日（木）午後5時必着とする。）

イ 場所

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁本庁舎7階 生活環境部D会議室

6 入札に関する問合せの取扱い

- (1) 疑義の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式第1号）を作成し、電子メールにより5の（1）の場所に令和6年3月15日（金）午後5時までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

- (2) 疑義に対する回答

（1）の質問については、令和6年3月21日（木）までにインターネットの鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課ホームページ
(<https://www.pref.tottori.lg.jp/machizukuri/>) により、閲覧に供する。

7 入札参加者に要求される事項

- (1) 機種承認及び事前提出物の提出について

ア 機種承認について

仕様書に記載する参考機種以外の物品を納入する場合は、同等品承認申請書（様式第7号）に納入しようとする借入物品が仕様書の5に示す仕様に適合することを証する資料（物品の機種が確認できる仕様書、カタログ等）を添付の上、5の（1）の場所に令和6年3月22日（金）午後5時までに郵便（必着）、信書便（必着）又は持参により提出し、承認を受けなければならない。

イ 事前提出物について

本件入札に参加を希望する者は、8で示す事前提出物を5の（1）の場所に令和6年3月22日（金）午後5時までに郵便（必着）、信書便（必着）又は持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに8の事前提出物を提出しない者又は開札の時において入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

8 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

- (1) 入札参加資格確認書（様式第2号）
- (2) 2の（3）を証するもの（法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）の写し（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）等（競争入札参加資格者名簿に県内事業所の登録がされていない者に限る。）
- (3) 同等品承認申請書（様式第7号）（仕様書に記載する参考機種以外の物品を納入する場合）

9 資格審査について

- (1) 7の（1）により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を令和6年3月25日（月）までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由についての説明を、令和6年3月26日（火）正午までに書面（様式は自由）により求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和6年3月27日（水）までに書面により回答する。

10 入札条件

- (1) 入札書は、紙入札によるものとし、様式第3号を使用すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とする（消費税不課税、非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあっては内訳として消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、各年度の賃貸借料の支払額については、賃貸借料の総額に対して概ね次の割合とし、発注者と協議の上、決定する。

年度	賃貸借料総額に対する割合
令和6年度	20パーセント
令和7年度	20パーセント
令和8年度	20パーセント
令和9年度	20パーセント
令和10年度	20パーセント

- (3) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書第1回」「入札書第2回」及び「入札書第3回」と明記した封筒に入れて封かんした上、それぞれの封筒の表面に調達案件

の名称、回数及び業者名を記載し提出すること。使用しなかった入札書は、担当部局において破棄するものとする。

なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

- (4) 入札者は、入札書の記載内容について抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。
- (5) 入札に関する行為を代理人に行わせようとするときは、その委任状（様式第4号）を入札を行うまでに5の(4)（郵便等による場合は5の(1)）の場所に提出しなければならない。ただし、年間委任状を提出している場合はこの限りでない。
- (6) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (7) 委任状及び入札書の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。
- (8) 再度入札は2回とする。（初度入札を含めて3回とする。）
- (9) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (10) 入札者は、政令、会計規則、本件公告、仕様書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (11) 入札後、本件公告、仕様書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

1 2 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 入札参加資格確認書（様式第2号）を提出していない者のした入札
- (4) 入札書を5の(4)に定める期限までに提出できなかった者の入札
- (5) 委任状のない代理人のした入札。ただし、年間委任状を提出している場合は、この限りでない。
- (6) 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (7) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (8) 記名のない入札書による入札
- (9) 入札書を鉛筆で記載した入札
- (10) 1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札
- (11) 入札書の金額、氏名、その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- (12) 入札書の金額に訂正を施した入札書による入札
- (13) 政令、会計規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

1 3 落札者の決定方法

本件公告に示した借入を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に

基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

なお、最低価格者が複数いる場合は、当該最低価格者の間でくじ引きを行い、その当選者を落札者とする。くじ抽選は、別紙「くじ抽選の方法について」に基づいて行う。

1 4 契約書作成の要否

要

1 5 手続における交渉の有無

無

1 6 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨、契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

- (5) 発注者が利用する電子契約サービスによる契約を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに電子契約同意書兼メールアドレス確認書（様式第6号）を、5の（1）の場所に提出すること。

なお、電子契約の締結に同意した落札者は、発注者が電子署名完了後に同サービス上で落札者宛に送信するメールにより契約書等の内容を確認し、異議がなければ電子署名を行うものとする。

- (6) 11の(2)の契約保証金の免除を希望する落札者は、落札の通知を受けたら直ちに契約保証金免除申請書（様式第5号）を、5の(1)の場所に提出すること。
- (7) 鳥取県議会令和6年2月定例会において本件借入に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。
- (8) 契約書の作成に当たり、仕様書中の契約条項を契約書に記載した場合は、当該契約条項を仕様書から削除する。
また、仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。